

大総務第 26 号
令和 7 年 8 月 21 日

大阪市外郭団体評価委員会
委員長 小林 あや 様

大阪市長 横山 英幸
(担当：総務局行政部総務課法人グループ)

諮問書

大阪市外郭団体等への関与及び監理事項等に関する条例（平成 25 年大阪市条例第 10 号）第 7 条第 1 項に規定する外郭団体である公益財団法人大阪国際平和センターによる中期目標の期間を通じた経営評価（財務運営の実績）の結果並びに同条第 4 項に規定する当該経営評価の審査の結果について、同項の規定に基づき、別紙により諮問します。

【財務運営の実績に関する評価】

令和6年度 事業経営評価

団体名	(公財) 大阪国際平和センター	所管所属名	教育委員会事務局
-----	-----------------	-------	----------

中期目標	中期目標期間
	令和2年4月1日から令和7年3月31日までの5年間

●最終年度【中期目標の期間を通じた評価】

財務運営の実績に関する評価(財務運営に関する事項)

中期計画達成状況	指標Ⅰ	平和寄附金収入の確保				
		R2	R3	R4	R5	R6【最終】
	目標値	655千円	636千円	693千円	700千円	900千円
	実績値	619千円	1,250千円	693千円	877千円	1,356千円
	指標Ⅱ	入館者1人あたりの事業費の抑制				
		R2	R3	R4	R5	R6【最終】
	目標値	3,889円	3,161円	2,514円	1,372円	1,270円
	実績値	3,198円	2,551円	1,508円	1,243円	1,244円

外郭団体の自己評価	中期計画の目標達成状況【中期計画期間】	ア	ア：達成 イ：未達成
	中期計画に定めた指標及び目標に基づく評価並びに当該評価を踏まえた団体の総合的な評価		
	指標Ⅰの平和寄附金については、概ね入館者数に比例する傾向にあるところ、本中期計画期間当初の令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により入館者数が大きく落ち込んだため、下方修正しても目標値に届かない状況であった。その後は、行動制限の緩和に伴い、入館者数の増加とともに募金額等が増え、令和3年度と令和6年度には個人の篤志家からの多額の特別寄附もいただいた結果、目標値を大きく上回ることができた。入館者が増え、平和寄附金が増加した要因としては、近年の世界情勢の影響による人々の平和への意識の高まりや、計画期間中における当館の寄附金に関する広報などの取り組みが大きく寄与したものと認識している。 指標Ⅱの入館者1人あたりの事業費については、入館者数を増加させ、運営経費の抑制に努めることが本指標の成果となるが、近年の人員費や物価上昇に伴い、運営費の総額を減少させることは難しい状況の中、内部会議等により真に必要な経費支出の精査に努めるとともに、コロナ禍における様々な制約があった中でもできる限りの来館者増に向けた取り組みを行うことで、計画期間のすべての年度で目標値を達成できたことは、財団の努力が寄与したものと評価している。		

専門家の評価	公認会計士、税理士その他の財務に関する専門的な知識及び経験を有する者の意見
	計画期間中、コロナ禍での来館者数の落ち込みや近年の物価上昇により、本指標の目標達成には財団の運営努力が試みられることとなったが、様々な制約があった中でも事業実施に創意工夫をこらし、経費の節減に努めた結果、最終目標を達成したことは一定評価に値すると考える。今後、運営コストがある程度増加していくことはやむを得ない面もあるが、引き続き来館者増に向けた取り組みを行うとともに、来館者サービスの向上にも努め、なお一層館の役割を深めていってほしい。

市の審査	中期計画の目標達成状況【中期計画期間】	ア	ア：達成 イ：未達成
	「外郭団体の自己評価」に対する審査結果 令和2年からのコロナ禍において入館者数が大幅に削減となり、目標値を修正しながらではあるが、入館者や寄附金の増に向けて様々な取組をしてきた。最終年度にはコロナ前の水準まで入館者数は戻ったが、電気代の高騰や人員費の増加により一層経費の削減が必要となっている状況である。このような中でも平和寄附金収入の確保及び入館者1人あたりの事業費の抑制に努めている。専門家の評価も踏まえ、自己評価は妥当と考える。		

市の評価	中期計画に定めた指標及び目標に基づく評価並びに当該評価を踏まえた本市の総合的な評価		
	指標Ⅰは自主財源による事業の財源となっているものであり、事業継続に欠かせない。また指標Ⅱは、府市の補助金に関する事業収支状況を示すものである。この間運営経費の精査などにより目標達成に努め、すべての年度で目標達成できた。引き続き、入館者数の増や寄附金に関する広報の取組を進め、将来にわたって安定的かつ継続的に事業を行うことができる財務基盤の確保につながるよう取り組んでいただきたい。 助言等及び講ずるよう求めた措置の内容【大阪市外郭団体等への関与及び監理に関する条例第7条第5項】（※必要な場合のみ）		